第35回認定 構造改革特区計画の概要

番号	都道府県名	作成主体名 (地方公共団体名)	特区の名称	特区の区域 の範囲	特区計画の概要	特例措置の番号	特例措置の内容
	新規計画10件						
1	北海道	二七二町	ニセコ町ワイン特 区	北海道虻田郡二セコ 町の全域	ニセコ町は馬鈴薯や水稲などの農業、冬期は良質のパウダースノーを求め観光客が多く訪れる豪雪地帯である。近年、町内農業生産法人で、ワイン用ブドウの生産に取り組みを始め、地域に適合する品種定着、収穫量の安定化が図られたことから、自家醸造施設の建設を予定している。地ワインの生産販売は、地域での雇用の創出や、食の満足度向上、さらに観光面においても魅力ある貴重なコンテンツとなるため、規制の特例措置を活用し、小規模な施設での酒類の製造、販売といったチャレンジを通じ、やる気のある事業者を支援し地域活性化を図る。	707(708) 709(710)	特定農業者による特定酒類 の製造事業 特産種類の製造事業
2	宮城県	多賀城市	多賀城市児童発 達支援センター安 心安全給食特区	多賀城市の全域	平成27年4月から設置予定の多質城市児童発達支援センターは、通所定員30名と小規模であるため、当センターで提供する給食を、専門の調理機材を完備し栄養士や調理師等が充実している事業者等から搬入することにより、食事内容の充実や経費の節減を図るとともに、運営効率化によって節減された給食調理経費や人的資源を活用し、食育の推進や療育水準の充実を図っていく。	939	児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式 の容認事業
3	千葉県	香取市	香取市どぶろ〈特 区	香取市の全域	香取市は農業が基幹産業であるが、本市の農業を取り巻く 環境は、農業者の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増 加など、非常に厳しい状況にある。また観光についても、そ のほとんどが日帰りの通過型の観光であることから、滞在 時間の長時間化や宿泊・滞在型観光への移行が課題と なっている。 本特例措置の活用により、農産物の高付加価値化が実現 できるとともに、さらなる来訪者の増加を図り、都市住民と の交流が拡大することで地域経済の活性化が期待できる。	707(708)	特定農業者による特定酒類 の製造事業
4	石川県	中能登町	中能登町どぶろく 特区	石川県鹿島郡中能登 町の全域	中能登町では、日本初の世界農業遺産に認定された農村 景観や歴史文化など地域資源を生かした観光資源を増や したいと考えており、特例措置を活用した「どぶろく」の製造 をきっかけに、26年4月に開業した道の駅「織姫の里なか のと」や農家レストランに誘客を図り、都市と農村交流が拡 大することで地域の活性化を図る。	707(708)	特定農業者による特定酒類 の製造事業
5	長野県	上田市	蚕都上田 ラ・サ ンテボナールワイ ン特区	上田市の全域	上田市は、果樹生産に適した地理的、気象的条件を生かし、りんご、ぶどうを中心として果樹産地を形成している。そのなかで、耕作放棄地の解消を図るため加工用ぶどうの栽培が進む中、収穫作業体験や栽培技術等に関するワインセミナーを開催しワインへの関心や地域の活性化が進んでいる。 そこで本特例措置活用により特産果実酒・リキュール製造事業を支援し、地域振興を図るとともに、上田地域定住自立圏におけるワイン用ぶどうやワイン生産に関する連携事業を進め、圏域全体の発展を目指す。	709(710)	特産酒類の製造事業
6	岐阜県	飛騨市	飛騨市公立保育 園給食外部搬入 特区	飛騨市の全域	旭保育園においては飛騨市保育所給食センターから、宮城保育園においては古川国府給食センターからの外部搬入方式とすることで、幼児期から小中学校までの一貫した「食育」を推進する。また、外部搬入を実施することにより、維持管理費の節減や調理員の合理的な配置など効率的な運営を行うことで保育サービスの充実や児童福祉の向上を図る。	920	公立保育所における給食の 外部搬入方式の容認事業
7	和歌山県	岩出市	いわで根來寺ど ぶろ く特区	岩出市の全域	岩出市は、ほぼ全域で稲作がおこなわれているが、近年の 老齢人口の増加に伴い、農地の遊休化が進んでいる状況 である。 そこで、本特例措置を活用することにより、農家レストラン 等で、濁酒を提供することにより、濁酒という新たな特産物 を目指すとともに、農業及び地域の活性化を図る。	707(708)	特定農業者による特定酒類 の製造事業

番号	都道府県名	作成主体名 (地方公共団体名)	特区の名称	特区の区域 の範囲	特区計画の概要	特例措置の番号	特例措置の内容
8	高知県	梼原町	梼原町どぶろく特 区	高知県高岡郡梼原町 の全域	本町は、清流四万十川の源流域にある町である。町の主要産業は農林業であるが、農業におけては後継者不足等により、耕作放棄地も発生している。特に山間部の農地の特徴である棚田においてその傾向が強く発生している。本町ではこのような現状から、農業の振興と併せて交流人口拡大を図るため、農作物の加工施設の整備や産直所の充実などに取り組んでいる。ついては、山間地域特有の棚田の保全を図るとともに四万十川の源流水で作られた棚田米で作る「どぶろく」を製造することにより、本町の魅力アップや交流人口の拡大に取り組むとともに農業の振興並びに地域の活性化につなげたい。	707(708)	特定農業者による特定酒類 の製造事業
9	長崎県	対馬市	対馬どぶろく特区		現在対馬市を訪れる観光客は、韓国からの観光客数が増加しているものの、国内からの観光客の安定的な取り込みが課題となっている。本計画による特区認定を受け、農家民宿などで「濁酒」を提供することによって、豊かな自然とともに営まれてきた島の暮らしや「赤米神事」などの対馬に今も残る伝統行事、また「ツシマヤマネコ米」に代表される生物多様性保全活動を島の内外に発信し、島外との交流人口拡大や、島内で暮らす市民にとってのふるさと再発見により対馬の地域活性化を図る。	707(708)	特定農業者による特定酒類 の製造事業
10	大分県	大分県	大分県児童発達 支援センター安心 安全給食特区	大分県の全域	身近な地域の障がい児の療育拠点として期待される児童 発達支援センターにおいて、給食を提供する場合は自施設 内調理によることとなるため、職員配置、食材調達及び専門的な調理機器の設置など管理運営費等の経営面の負担 が大きく、新規に児童発達支援センターの運営を考えてい る事業所にとっても参入の障壁となっている。 給食センター等関連する施設で調理したものを外部から搬 入することが可能になれば、調理業務の効率・安定化が図られ、人的資源等を境育事業の充実に充てることができ、 新規参入の促進にも寄与し、障がい児福祉の向上が期待 できる。	939	児童発達支援センターにお ける給食の外部搬入方式 の容認事業

ニセコ町ワイン特区

都道府県名:	北海道	₽ ~	
申請主体名:	ニセコ町		
区域の範囲:	ニセコ町の全域		
特区の概要:	ニセコ町は馬鈴薯や水稲などの農業、冬期は良質のパウダ		
	ースノーを求め観光容	Fが多く訪れる豪雪地帯である。	
	近年、町内農業生産	法人で、ワイン用ブドウの生産に取り	
	組みを始め、地域に通	合する品種定着、収穫量の安定化が図	
	られたことから、自家	で醸造施設の建設を予定している。	
	地ワインの生産販売	は、地域での雇用の創出や、食の満足	
	度向上、さらに観光面	iにおいても魅力ある貴重なコンテンツ	
	となるため、規制の特	持例措置を活用し、小規模な施設での酒	
	類の製造、販売といっ	たチャレンジを通じ、やる気のある事	
	業者を支援し地域活性	と化を図る。	
適用される規制	特定農業者による特定	習酒類の製造事業	
の特例措置:	特産酒類の製造事業		



収穫を待つワイン用ブドウ



ふるさと眺望点から羊蹄山を眺める

多賀城市児童発達支援センター安心安全給食特区

都道府県名: 宮城県 申請主体名: 多賀城市 区域の範囲: 多賀城市の全域 平成27年4月から設置予定の多賀城市児童発達支援センタ 特区の概要: 一は、通所定員30名と小規模であるため、当センターで提供 する給食を、専門の調理機材を完備し栄養士や調理師等が充実 している事業者等から搬入することにより、食事内容の充実や 経費の節減を図るとともに、運営効率化によって節減された給 食調理経費や人的資源を活用し、食育の推進や療育水準の充実 を図っていく。 適用される規制 児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業 の特例措置:



食育の様子 (家庭菜園)



食育の様子 (ジャム作り)

香取市どぶろく特区

都道府県名: 千葉県 申請主体名: 香取市 区域の範囲: 香取市の全域 香取市は農業が基幹産業であるが、本市の農業を取り巻く環 特区の概要: 境は、農業者の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加など、 非常に厳しい状況にある。また観光についても、そのほとんど が日帰りの通過型の観光であることから、滞在時間の長時間化 や宿泊・滞在型観光への移行が課題となっている。 本特例措置の活用により、農産物の高付加価値化が実現でき るとともに、さらなる来訪者の増加を図り、都市住民との交流 が拡大することで地域経済の活性化が期待できる。 適用される規制の 特定農業者による特定酒類の製造事業



特例措置:





小野川沿いの歴史的町並み

中能登町どぶろく特区

都道府県名:	石川県	
申請主体名:	中能登町	
区域の範囲:	中能登町の全域	
特区の概要:	中能登町では、E	日本初の世界農業遺産に認定された農村景
	観や歴史文化など地	也域資源を生かした観光資源を増やしたい
	と考えており、特例	措置を活用した「どぶろく」の製造をき
	っかけに、26年4	月に開業した道の駅「織姫の里なかのと」
	や農家レストランに	:誘客を図り、都市と農村交流が拡大する
	ことで地域の活性化	さを図る。
適用される規制	特定農業者による特	定酒類の製造事業
の特例措置:		



世界農業遺産「能登の里山里海」



国指定史跡「雨の宮古墳群(雨の宮1号墳)」

蚕都上田 ラ・サンテボナールワイン特区

都道府県名: 長野県 申請主体名: 上田市

区域の範囲: 上田市の全域



特区の概要:

上田市は、果樹生産に適した地理的、気象的条件を生かし、 りんご、ぶどうを中心として果樹産地を形成している。

そのなかで、耕作放棄地の解消を図るため加工用ぶどうの 栽培が進む中、収穫作業体験や栽培技術等に関するワインセ ミナーを開催しワインへの関心や地域の活性化が進んでい る。

そこで本特例措置活用により特産果実酒・リキュール製造 事業を支援し、地域振興を図るとともに、上田地域定住自立 圏におけるワイン用ぶどうやワイン生産に関する連携事業を 進め、圏域全体の発展を目指す。

適用される規制 特産酒類の製造事業

の特例措置:



ワイン用ぶどう畑



ワイン用加工ぶどうの収穫

飛騨市公立保育園給食外部搬入特区

都道府県名: 岐阜県
申請主体名: 飛騨市

区域の範囲: 飛騨市の全域

特区の概要: 旭保育園においては飛騨市保育所給食センターから、宮城保育園においては古川国府給食センターからの外部搬入方式とすることで、幼児期から小中学校までの一貫した「食育」を推進する。また、外部搬入を実施することにより、維持管理費の節減や調理員の合理的な配置など効率的な運営を行うことで保育サービスの充実や児童福祉の向上を図る。
適用される規制の特例措置:



旭保育園給食風景



宮城保育園給食風景

いわで根來寺どぶろく特区



米作りから、どぶろくへ!



根来寺、大塔は国宝に指定

梼原町どぶろく特区

都道府県名: 高知県

申請主体名: 梼原町

区域の範囲: 梼原町の全域



特区の概要: 本町は、清流四万十川の源流域にある町である。町の主要 産業は農林業であるが、農業におけては後継者不足等により、

性来は辰M未でのるが、辰未にありては仮極有不足寺により、 耕作放棄地も発生している。特に山間部の農地の特徴である

棚田においてその傾向が強く発生している。

本町ではこのような現状から、農業の振興と併せて交流人口拡大を図るため、農作物の加工施設の整備や産直所の充実などに取り組んでいる。

ついては、山間地域特有の棚田の保全を図るとともに四万十川の源流水で作られた棚田米で作る「どぶろく」を製造することにより、本町の魅力アップや交流人口の拡大に取り組むとともに農業の振興並びに地域の活性化につなげたい。

適用される規制

特定農業者による特定酒類の製造事業

の特例措置:



「神在居千枚田」棚田オーナー制度を 日本初の試みとして導入した



「四国カルスト」台地に降り注がれた一滴の恵みは、四万十川に注がれていく

対馬どぶろく特区

都道府県名: 長崎県 申請主体名: 対馬市 区域の範囲: 対馬市の全域 現在対馬市を訪れる観光客は、韓国からの観光客数が増加し 特区の概要: ているものの、国内からの観光客の安定的な取り込みが課題と なっている。 本計画による特区認定を受け、農家民宿などで「濁酒」を提 供することによって、豊かな自然とともに営まれてきた島の暮 らしや「赤米神事」などの対馬に今も残る伝統行事、また「ツ シマヤマネコ米」に代表される生物多様性保全活動を島の内外 に発信し、島外との交流人口拡大や、島内で暮らす市民にとっ てのふるさと再発見により対馬の地域活性化を図る。 適用される規制 特定農業者による特定酒類の製造事業 の特例措置:



生物多様性に配慮したツシマ ヤマネコ米の田んぼ



穂が実った赤米神田

大分県児童発達支援センター安心安全給食特区

都道府県名: 大分県

大分県 申請主体名:

区域の範囲: 大分県の全域



特区の概要:

身近な地域の障がい児の療育拠点として期待される児童発達 支援センターにおいて、給食を提供する場合は自施設内調理によ ることとなるため、職員配置、食材調達及び専門的な調理機器の 設置など管理運営費等の経営面の負担が大きく、新規に児童発達 支援センターの運営を考えている事業所にとっても参入の障壁 となっている。

給食センター等関連する施設で調理したものを外部から搬入 することが可能になれば、調理業務の効率・安定化が図られ、人 的資源等を療育事業の充実に充てることができ、新規参入の促進 にも寄与し、障がい児福祉の向上が期待できる。

適用される規制 児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業

の特例措置:



こども発達支援センターなごみ園の外観



施設における食育の一場面(おやつ作り)